平成２１年（フ）第１０４６号
埼玉県蕨市塚越６丁目22番11号　ハイツ山口203号
債務者　平栗　重治
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６０号
さいたま市南区内谷１丁目12番１―402号
債務者　齋藤　誠
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
さいたま市南区内谷１丁目12番１―402号
債務者　手島　忍（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６６号
埼玉県蓮田市見沼町10番６号　レオパレスボヌール102号
債務者　小松　春彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９３号
埼玉県北埼玉郡大利根町大字琴寄342番地５
債務者　五十嵐忠雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１１号
さいたま市浦和区大東１丁目23番８号　グランドエスト浦和301
債務者　小野　律子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
埼玉県蓮田市椿山３丁目４番４号
債務者　橋本としえ
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２８号
さいたま市浦和区常盤１丁目１番14―901号
債務者　吉村　光男
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４３号
さいたま市南区南本町２丁目24番４号　サンシティスカイ壱番館203号
債務者　佐々嶌和彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５１号
さいたま市見沼区東大宮６丁目45番地３　ＳＡＩＮＴ東大宮19Ⅱ Ｂ203、旧住所長野県木曽郡南木曽町読書3713番地２
債務者　石田三代治
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７４号
埼玉県川口市大字安行吉岡1373番地の２　クレストタウン１　201号
債務者　大塚　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８７号
埼玉県川口市大字安行藤八46番地の15
債務者　中村　敏樹
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３４号
さいたま市西区大字佐知川1239番地　レオパレスフォンテーヌⅡ106号室
債務者　鈴木喜代美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５６号
埼玉県川口市末広２丁目12番23号　加納荘２号室
債務者　西田　久美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７８号
埼玉県川口市上青木１丁目22番５号　福田荘101号
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
埼玉県行田市城西２丁目８番27号
債務者　倉田　幸彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２号
千葉県鴨川市八色424番地１　若月アパート202
債務者　舩津由美子（旧姓三苫）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで千葉地方裁判所館山支部